

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2019. 7.10発行〈通巻第501号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



한혜경 산재인정 축하음악회

## 당신에게선 꽃내음이 나네요

6월 14일(금) 오후6시

정동 프란치스코 회관 1층 산다미아노 카페

2018年度過労死等の労災補償状況を公表

今後、認定基準改正が必要 ..... 2

厚労省が被ばく限度の改正で検討会

眼の水晶体は等価線量でも100mSv/5年かつ50mSv/年を限度に... 6

安全のきいわあど その29 構造規格 ..... 8

死ぬまで元気です vol.15 右田孝雄 ..... 10

韓国からのニュース ..... 12

前線から ..... 16

広島/全港湾大阪支部安全パトロール、広島で実施  
瀬戸/橋梁補修工事で労災隠し 外国人技能実習生

6月の新聞記事から/18

表紙/ハン・ヘギョン産業災害認定祝賀音楽会

「あなたには花の香りがしますね」(関連記事12ページ)

# 2018年度過労死等の労災補償状況を公表 今後、認定基準改正が必要

厚労省は6月28日、2018年度（平成30年度）の過労死等の労災補償状況を公表した。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05400.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05400.html)）

脳・心臓疾患、精神障害ともに請求件数は年々増加している。2018年度は前年度に比べて脳・心臓疾患では37件、精神障害では88件増加した（下グラフ参照）。請求件数は、このように増加しているにもかかわらず、労災認定の件数は年々減っている。

脳・心臓疾患の労災補償状況では2017年度（H29）請求件数840件、決定件数664件、支給決定件数は253件で認定率は38.1%だった。2018年度は請求件数877件、決定件数689件、支給決定件数238件で、認定率は34.5%と3.6%も下がった。死亡事案でも認定率が37.8%と1.2%下がった。認定率が下がる傾向にあるのは、原因を究明する必要があるだろう。これが、厚労省が力を入

れている過重労働防止対策が功を奏して、請求件数が減少すればよいのだが、今のところ効果はわからない。

精神障害の労災補償についても、2018年度は請求件数1820件で88件増、決定件数は1461件で84件減、支給決定件数465件で41件減、労災認定率は31.8%で1%下がった。次ページ表のように、労災認定率は2014年（H26）38.0%、2015年（H27）36.1%、2016年（H28）36.8%、2017年（H29）32.8%と推移している。元々低い認定率が更に下がっている。

## 業種により認定の偏り！?

脳・心臓疾患の業種別状況を見ると、最も請求・決定件数、支給件数が多いのは昨年と同じ「運輸業・郵便業」だ。請求件数197件、決定件数174件、支給件数94件、認

定率54%で、認定された238件の内39%がこの業種の労働者とダントツの多さである。2番目以下は請求件数であげると、「卸売業・小売業」111件、「製造業」105件、「建設業」99件、「宿泊業・飲食サービス業」76件、「医療・福祉」62件の順で、決定件数では、少し順番が入れ代わって「製

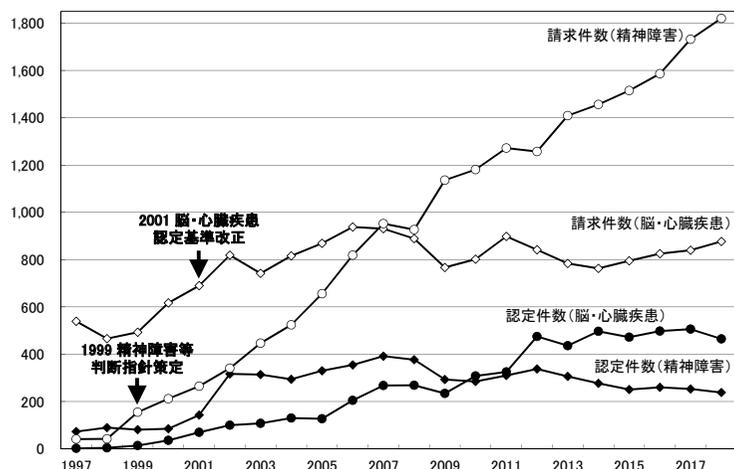


表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区 分						
脳・心臓疾患	請求件数	763 ( 92 )	795 ( 83 )	825 ( 91 )	840 ( 120 )	877 ( 118 )
	決定件数 <sup>注2</sup>	637 ( 67 )	671 ( 68 )	680 ( 71 )	664 ( 95 )	689 ( 82 )
	うち支給決定件数 <sup>注3</sup>	277 ( 15 )	251 ( 11 )	260 ( 12 )	253 ( 17 )	238 ( 9 )
	[認定率] <sup>注4</sup>	[43.5%] ( 22.4% )	[37.4%] ( 16.2% )	[38.2%] ( 16.9% )	[38.1%] ( 17.9% )	[34.5%] ( 11.0% )
うち死亡	請求件数	242 ( 17 )	283 ( 18 )	261 ( 14 )	241 ( 18 )	254 ( 18 )
	決定件数	245 ( 14 )	246 ( 14 )	253 ( 16 )	236 ( 20 )	217 ( 15 )
	うち支給決定件数	121 ( 3 )	96 ( 1 )	107 ( 3 )	92 ( 2 )	82 ( 2 )
	[認定率]	[49.4%] ( 21.4% )	[39.0%] ( 7.1% )	[42.3%] ( 18.8% )	[39.0%] ( 10.0% )	[37.8%] ( 13.3% )

表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区 分						
精神障害	請求件数	1456 ( 551 )	1515 ( 574 )	1586 ( 627 )	1732 ( 689 )	1820 ( 788 )
	決定件数 <sup>注2</sup>	1307 ( 462 )	1306 ( 492 )	1355 ( 497 )	1545 ( 605 )	1461 ( 582 )
	うち支給決定件数 <sup>注3</sup>	497 ( 150 )	472 ( 146 )	498 ( 168 )	506 ( 160 )	465 ( 163 )
	[認定率] <sup>注4</sup>	[38.0%] ( 32.5% )	[36.1%] ( 29.7% )	[36.8%] ( 33.8% )	[32.8%] ( 26.4% )	[31.8%] ( 28.0% )
うち自殺 <sup>注5</sup>	請求件数	213 ( 19 )	199 ( 15 )	198 ( 18 )	221 ( 14 )	200 ( 22 )
	決定件数	210 ( 21 )	205 ( 16 )	176 ( 14 )	208 ( 14 )	199 ( 21 )
	うち支給決定件数	99 ( 2 )	93 ( 5 )	84 ( 2 )	98 ( 4 )	76 ( 4 )
	[認定率]	[47.1%] ( 9.5% )	[45.4%] ( 31.3% )	[47.7%] ( 14.3% )	[47.1%] ( 28.6% )	[38.2%] ( 19.0% )

造業」99件、「建設業」80件、「卸売業・小売業」78件、「宿泊業・飲食サービス業」57件、「医療・福祉」43件の順である。認定件数では、請求・決定件数が5番目の「宿泊業・飲食サービス業」が2番目で32件、認定率も「運輸業・郵便業」より高い56.1%だった。次が「製造業」28件、認定率28.2%、「卸売業・小売業」24件、認定率31.5%、「建設業」14件、認定率17.5%、「医療・福祉」6件、認定率13.9%の順になる。「宿泊業・飲食サービス業」と「運輸業・郵便業」の認定率は50%を超えているが、ほかは31.1%から13.9%と非常に低くなっている。「建設

業」は2017年の25.3%からかなり低くなっている。「医療・福祉」については前年度2件しか認定が亡かったのが、6件となり認定率も上がっている。

年齢別を見ると、請求、決定、認定件数どれもが最も多いのは「50歳から59歳」で88件認定されている。次に「40歳から49歳」で85件の認定、次は「60歳以上」で41件あるが、請求・決定件数ともに2番目に多く210件のうち41件であるので、認定率は極端に低くなっている。確かに高齢になる程、病気の原因と考えられるリスクは高まると考えられるが、5分の1程度しか認め

られないのは気になるところだろう。4番目は「30歳から39歳」の20件で「20歳から29歳」は4件だった。

時間外労働時間別では、やはり月80時間以上の時間外労働があったものが、労働時間で支給決定を受けた223件の内208件で全体の93%を占めた。160時間以上の極度の長時間労働の事案も19件あった。

ますます長時間労働重視の認定業務になっており、しかもこのところ、実質労働時間課の判断をするために、タイムカードなどの労働時間記録があったとしても、労働の中身について、客観的な証拠を求めてくる傾向があり、そういったことが今回の認定率の低下につながったのではないだろうか。

最後に就労形態別で、これまでほとんどが正社員が占めていたのが、2018年度は「パート・アルバイト」で認定が11件あった。決定件数は2017年とあまり変わらないが認定件数が8件増えた。原因は分からないが、請求に対して認定される数が正社員に比べて極端に少ないので、どうなるか注目していく。

### 低下する認定率

精神障害の労災補償状況について、労災認定基準が改定された時に少し高くなっていた認定率が改定前と同じまで下がってきている。労災問題に取り組む各団体が危機感を覚えて、厚労省に意見をしている状況にあり、厚労省も問題意識はいくらか持っているようであるが、具体的に原因を分析するような事を行っていないのであまり熱意は感じられない状況だ。

業種別の状況を見ると、請求・決定件数の順では「医療・福祉」320件・255件、「製造業」302件・253件、「卸売業・小売業」

253件・199件、「運輸業・郵便業」181件・142件、「建設業」129件・107件、「情報通信業」93件・81件、「宿泊業・飲食サービス業」91件・65件となっている。支給決定件数では順位が少し入れ替わって、「製造業」82件が最も多く、次に「医療・福祉」70件、「卸売業・小売業」68件、「運輸業・郵便業」51件、「建設業」45件、「宿泊業・飲食サービス業」27件、「情報通信業」23件である。昨年とほぼ同じような状況で、医療福祉は請求が多いが認定される割合は27.4%と高くはなく、「製造業」の方が32.4%で認定件数も多くなっている。認定率で見ると「建設業」が高くて42.0%、「宿泊業・飲食サービス業」41.5%、「運輸業・郵便業」35.9%、「卸売業・小売業」34.1%の順になっている。

年齢別では、請求・決定・支給件数いずれも同じ順で、「40歳から49歳」597件・468件・145件、「30歳から39歳」491件・406件・122件、「20歳から29歳」332件・265件・93件、「50歳から59歳」326件・254件・81件となっている。働き盛りの40代、30代に負担がかかる傾向が出ている。

時間外労働時間別では、465件の内112件は労働時間以外の出来事で認定され労働時間数が確認されていない。残りの内時間外労働が1か月平均100時間以上あったとされたのは147件、100時間未満で労災となった件数は206件だった。全体の31.6%の147件以外は、1か月の時間外労働時間とは関係なく、認定されたと考えられる。

心理的負荷となった出来事別の数字を見てみよう。出来事別の請求件数は公表されていないので、決定件数と支給件数で見ると。465件の内55件が「特別な出来事」で支給決定されている。「特別な出来事」を除いて支給

件数が多いのは、「仕事内容・量の変化を生じさせる出来事があった」と「ひどい嫌がらせ・いじめ、又は暴行を受けた」でどちらも69件である。どちらも決定件数も多く、「仕事内容・量の変化」は181件あり認定率38.1%、「ひどい嫌がらせ、いじめ」は178件で認定率38.7%だった。次に支給件数が多いのは「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」で56件、決定92件認定率60.8%。さすがに因果関係がはっきりしているためだろう。3番目は「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」で45件、決定68件認定率66.1%、4番目「病気やケガをした」36件、決定86件認定率41.8%。5番目「セクシュアルハラスメントを受けた」33件、決定54件認定率61.1%で、認定率が高いのは嬉しいと思う。認定基準を作るときにも特別にセクシュアルハラスメントの分科会で検討されたくらいだったので、それが上手く機能していると思いたい。「強姦」などのひどいケースは「特別な出来事」に該当するので、この項目には入っていないので、さほど外れた評価ではないだろうか。6番目は「2週間以上にわたって連続勤務を行った」で25件、決定43件認定率58.1%。「事故にあった」「セクハラ」以外では、「1か月に80時間以上の時間外」と「2週間連続勤務」という労働時間数が過重である出来事のみが60%ほどの認定率であり、あとは1番多かった「仕事内容・量の変化」と「ひどい嫌がらせ、いじめ」がそれぞれ38%であったが、他の出来事の認定率は低い。毎回言及しているが、相変わらず1番決定件数が多いのは「上司とのトラブル」で今回255件、しかし支給は18件で認定率にするとわずか7%である。これは上司によるハラスメントについて被災者の多くは「ひどい嫌がらせ」と訴え

るのであるが、その多くは単なる「上司とのトラブル」と判断されてしまいこの項目に入れられ、しかもこの項目の評価は中程度なのでなかなか「強」の評価にならないためである。しかし7%というのは本当にひどすぎる。もうひとつ、「退職を強要された」の項目は、強度Ⅲにもかかわらず、決定19件の内支給は3件で認定率にすると15.7%である。毎年厚労省交渉で、労災補償課では「退職強要」の判断が使用者に甘すぎるのではないかとして、復命書を調べるように訴えているが変化がない。

最後に7月22日に大阪労働局も大阪の過労死等の労災補償状況をホームページ上に公表した。大阪の脳・心臓疾患の労災補償状況では、2018年は支給決定件数が11件増加して37件、認定率も6.4%上がって40.2%だった。死亡事案についても支給が6件増えて11件、認定率19.3%上がって55%だった。どういった原因があったのか局に聞いてみる必要があるだろう。

一方、精神障害の補償状況については悪い方に変化があった。支給件数は4件減った30件とそれほど変化していないが、決定件数は6件増加したので、認定率で見ると19.9%だった。全国平均が31.8%なので、ひどく低い。2017年も23.4%で低すぎると労働局に話した。大阪局はこのまま認定数を減らしていくつもりなのか、今後追求する必要がある。

2018年度の状況も善い変化が全く見られない結果となり、我々運動側も力不足であると感じている。ハラスメント防止対策も措置義務程度の法改正で終わり、なかなかハラスメントが減る様な状況になく、その上、労災保険という救済制度まで狭き門で労働者に厳しい状況は続いている。

---

---

# 厚労省が被ばく限度の改正で検討会 眼の水晶体は等価線量でも 100mSv/5年かつ50mSv/年を限度に

労働安全衛生法にもとづく省令である電離放射線障害防止規則に定められた、被ばく限度の一部を改正する作業が進められている。厚生労働省は昨年12月21日に「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」を開催、以降、今年6月20日で5回を数えている。

現行の電離則は、「実効線量が5年間で100ミリシーベルト（以下mSv）を超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えない」とする被ばく限度の原則を定めている（第4条）が、同時に「放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては一年間につき150mSv、皮膚に受けるものについては一年間につき500mSv」という特別の限度（第5条）も定めている。

これは第4条の限度が発がん等の確率的影響を考慮した限度なのに対し、第5条は特に放射線に感受性の高い臓器について、等価線量という別の単位の限度を定めるものとなっている。現行の限度については、国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告にもとづくものだが、その後2011

年4月の勧告「組織反応に関するICRP声明」において、水晶体の等価線量限度についても「5年間で100ミリシーベルト（以下mSv）を超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えない」とすることが妥当とされた。

勧告にもとづき、政府の放射線審議会が我が国の法令への取り入れを検討、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」を昨年2月に関係各省庁宛てに通知した。これを受けて、検討が始まったというわけだ。

## 線量測定・算定基準も改正へ

同じシーベルト（Sv）という単位を用いる限度でまぎらわしいが、実効線量（第4条）と等価線量（第5条）と二重の限度になっているのは、全身の被ばくの影響を扱う実効線量だけでは、線種の違う放射線による臓器への影響をコントロールできないからだ。そのため感受性の高い眼と皮膚について個々の臓器への影響を測ることのできる等価線量の限度を定めている。

## ◆等価線量と実効線量

等価線量 (Sv) = 放射線加重係数 × 吸収線量 (Gy)

実効線量 (Sv) =  $\Sigma$  (組織加重係数 × 等価線量)

放射線加重係数 (放射線の種類やエネルギーによる影響の大きさの違いを表した係数)	
放射線の種類	放射線加重係数
光子 (ガンマ線、엑ス線)	1
電子 (ベータ線)	1
陽子	2
アルファ粒子、核分裂片、重イオン	20
中性子	2.5~20

組織加重係数 (組織・臓器ごとの影響の感受性を表した係数)	
組織・臓器	組織加重係数
赤色骨髄、肺、胃、大腸、乳房、 残りの組織	0.12
生殖腺	0.08
膀胱、食道、肝、甲状腺	0.04
骨表面、脳、唾液腺、皮膚	0.01

眼の水晶体については、従来より感受性が高いと特別な限度があったのだが、2003年に白内障のしきい線量がより低い可能性があるとして指摘され、2011年の声明に至ったという。

検討会では、電離則第5条の限度の改正とともに、等価線量の測定・算定方法の規定を見直すことも議論されている。さらにこの検討会で注目されるのは、そもそもの被ばく線量管理や記録の保存、放射線防護の強化に関する議論が行われていることだ。

たとえば6月20日の第5回検討会では、

「国家線量登録制度に関する検討状況について」と題する報告も行われている。このなかで個人線量の測定を業とする大手4事業者による個人線量測定機関協議会（個線協）によるデータとして、違法状態が示唆される年20mSv超の被ばくをした従事者の数が、平成29年度で202人となっていることなどを示し、国家線量登録制度の必要性が議論の俎上に上がった。

## 線量登録制度創設が議論の俎上に

また、放射線業務従事者が最も多い医療現場での被ばく規制は、労働安全衛生法以外に医療法による規制も行われている。もし労働基準監督署が、法定限度を超過する被ばくをした労働者がいる旨の情報を把握したときは、保健所に情報提供して医療法に基づく立ち入り検査と指導を行い、その情報を適宜労働基準監督署に情報提供する等の連携を図るなどという取り組みが事務局より紹介されている。

ただ、ここ数年の運用状況をみても、電離則違反で書類送検となった保健衛生業の事案は皆無（2014～2016）であり、先ほどの個線協の202人が法に触れる可能性というデータを考えると、規制の曖昧さがよく分かる。

こうした状況は、現在も継続して開かれている放射線審議会の議論の中でもとりあげられている。

現在の放射線審議会は、女性の線量限度の問題と健康診断の取扱いをどうするかという議論がされているところだ。6月17

日の審議会では、女性の妊娠と被ばく限度の規制の関係をどのように扱うかという問題について、妊娠の申告と規制の時期的関係についてのデータがどこにもなく、検証しようもない状況が明らかになっている。そうした議論のなかで、複数の委員から、線量登録制度がなく、線量管理の実態が見えていないという問題点が指摘されてい

る。

電離則の改正の議論とともに、被ばく線量の登録制度の創設が焦眉の課題といわれながら、ほとんど進んでこなかった状況から、制度の議論が行われる検討会や審議会ではようやく俎上にあがるようになってきた。今後、この議論の進展に注目する必要があるといえる。



### その 29：構造規格 機械の前提としての安全

工場でも建設現場でも仕事をするには動力機械を使うのはあたりまえの話だ。農林漁業でもサービス業でも、モーターやエンジンが付いた機械を操作して仕事をすすめる。しかし、人力での作業にくらべて動力を利用する機械を使つての作業は、構造上生じるたくさんの危険が伴うことになる。

使用段階で適切に対策をとれたらよいが、数えきれない事業者が、構造上必要な安全対策の手を加えるのはほとんど不可能だ。そのため労働安全衛生法では、機械を製造、販売する側に、その製造、販売の段階で必要な措置を講じさせ、基準に適合したものが流通するように、いくつかの規制

を行っている。

まず、ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラの8種類は「特定機械」とし、製造には都道府県労働局業の許可が必要で、製造時にも検査と有効期間ごとの検査も要することとされている（労働安全衛生法第37条～第41条）。つぎに、労働基準法別表第2の16種類の機械等と労働安全衛生法施行令第13条第3項の34種類の機械等は、それぞれ「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。」（労働安全衛生法第42条）とされている。

以上のように製造者や販売者などに対する規制とともに、使う側の事業者についても構造規格を具備したものでなければ使用してはならないとしている（労働安全衛生規則第27条）。

さて、実際の職場では様々な作業の工夫が行われる。リスクアセスメントを実施し

て、リスク低減策を検討し、ちょっとした工夫により大きく改善などということがどこでもあるようになってきた。それが機械に関わる改善であるときには少し注意が必要だ。

たとえば樹木の剪定作業で、車載クレーンのブームの先端にゴンドラを取り付け、そこに作業者が乗り込み、高所での選定作業をするというのはどうだろう。実際こうした作業用にゴンドラが販売されていて、造園業などで使われているケースも見受け

る。クレーン等安全規則をみると、次のとおり規定されている。

(搭乗の制限)

第72条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

(搭乗の制限等)

第73条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンにつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。

- 一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
- 二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。
- 三 とう乗設備ととう乗者との総重量の

1.3 倍に相当する重量に500キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。

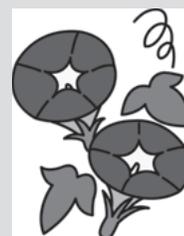
四 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

そもそも移動式クレーンは、人をつり上げるようにはできておらず、例外的に認める場合でも、厳しい条件を付していることが分かる、たとえば4トン車に乗せているクレーンを使うのなら、定められた構造規格をちゃんと具備した高所作業車も使用可能な状況のはずだ。ただ、コスト面の問題があるだけの話ということになるので、やむを得ないということにはならない。

このようなケースで労働災害が発生し、事業者が司法処分された例がある。

機械に関わる職場改善は、必ず構造規格をはじめとした規制の内容をチェックする必要がある。リスクを軽減できたはずが、より大きなリスクを呼び込んでしまうというのはあり得ることなのだ。



# 死ぬまで元気です



## Vol.15 右田 孝雄

皆さま、こんにちは。

今日はまず悲しいお知らせを致します。私の相棒のくりちゃんこと栗田英司さんが19年6ヶ月の間、腹膜中皮腫と向き合い闘病して参りましたが、去る6月18日逝去いたしました。

くりちゃんとは前日の午後10時22分に電話で話をしたのですが、3分ほど話して「トイレに行きたい」と言うのでいつもならそれで電話を終えるのですが、この日は10時33分にトイレから出てきてまた2分ほど話しました。最後の言葉は「しんどいから切るね」でした。

訃報を聞いたのは午前8時30分くらいでした。本当は午前7時過ぎにくりちゃんのお姉さんから電話をいただいていたのですが熟睡していたがために回りまわって親父から聞くことに。



聞いた瞬間、眠気眼の目が一気に覚めてお姉さんに電話を掛けて確認したら、もう涙が止まりませんでした。つい数時間前に話した相棒がその後容態が悪化して帰らぬ人となったことは私の今までの人生の中で最も悲しい出来事の一つとなりました。

一昨年6月に出会いすぐに意気投合し、「中皮腫サポートキャラバン隊」として全国を駆け巡り、苦楽を共にしながら自分たちの夢を一つ一つ叶えてきた相棒が、突然目の前から消えたショックは彼のお別れ会の前日まで、ことあるごとに涙は止まらず、喪失感・虚無感と同時に半分信じられない気持ちが交錯して、殆んど何も考えられませんでした。

実はくりちゃんからは、数か月前に「相棒として主賓で弔辞頼むね」と言われていたもので、いつかこの日が来ることは分かっていたのですが、しかし、現実にその時が来たらやはり素直に受け止められませんでした。それでもお別れ会前日には斎場へ行って準備をしました。くりちゃんの遺志でお葬式は行わず、お別れ会にて送って欲しいという意向を尊重し、ご家族や友人で集まり、これまでのくりちゃんの日常生活やキャラバン隊での写真や記事を並べてお別れ会に備えました。

そして、お別れ会当日、最初に、くりちゃんが今まで頑張ってきた足跡を映像で流し、

その後くりちゃんに最も関わってきた5人の方々が弔辞を読みました。最初に同じ腹膜中皮腫で闘病してきた原さんが弔辞を涙ながらに読むと、参列者の方々からもすすり泣く声が聞こえ、もちろん私もくりちゃんと苦楽を共にした日々を思い出し涙が溢れてきました。その後も弔辞を読んだ方々の涙声は続き会場は悲しみに暮れました。

最後の弔辞を任された私は声を出せば必ず涙で話せないと思い、ぐっとくりちゃんの棺に目をやり黙って気持ちを落ち着かせてから、ゆっくりと相棒との思い出を語りました。後で皆さんからは声が聞き取りにくかったと

言われるほど私も憔悴しきっていたんでしょうね。

その後、献花を皆さんでした時は打って変わって笑顔で言葉を送りました。そして最後は「中皮腫サポートキャラバン隊」の主題歌「希望の道標」で出棺を見送りました。

栗田さんが亡くなくても、彼の遺志はキャラバン隊の全員で引き継ぎ、今後も中皮腫患者さんが「前を向いて明るく元気に」生きていけるように頑張っていきますので、どうか今後ともご支援いただきますようよろしくお願い致します。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6943-1527  
FAX:06-6942-0278  
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

## もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの ニュース

## ■サムソン LCD で脳腫瘍、ハン・ヘギョンさんに産災承認

サムソン電子の LCD 工場で働き、脳腫瘍に罹った事実を最初に情報提供して、15 年間闘ってきたハン・ヘギョンさんが、8 回目の挑戦で遂に産業災害を承認された。

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は 5 日、サムソン電子 LCD 事業部で、6 年間生産職労働者として働いた後、脳腫瘍の診断を受けて闘病してきたハン・ヘギョンさん (41) が申請した療養給付申請が、先月 30 日にソウル業務上疾病判定委員会で承認されたと明らかにした。委員会は判定書で、ハンさんが現サムソンディスプレイ(株)の LCD 工場で、17 才からオペレーターとして働き、鉛・錫・ハンダ合金・イソプロパノールアルコールなどの有害要因にばく露した事実などを挙げ、「最近の脳腫瘍判例と判定委員会で承認された類似疾病の事例を考慮する時、業務との関連性を排除することはできない」とした。

ハンさんは在職中に生理が止まるなどの症状を体験し、2001 年 7 月退社して、4 年後



の 2005 年に脳腫瘍と判断された。手術で腫瘍は除去したが、後遺症で視覚・歩行・言語障害 1 級と判定された。ハンさんは 2008 年に、パノリムに最初に脳腫瘍の事例情報を提供した後、翌年 3 月に産業災害の申請をしたが、疾病判定委員会では不承認、続いて勤労福祉公団本部の審査と労働部の再審査を経て、2015 年 1 月の大法院まで、三級審をすべて経験したが、結論は同じだった。昨年 10 月に産業災害を再申請し、勤労福祉公団龍仁支社では不承認とされたが、ソウル業務上疾病判定委員会は決定を逆転した。発病 15 年目、初めて産業災害を申請をしてから 10 年目、8 回目の挑戦に成功したのだ。

ハンさんは「産災認定の知らせを聞いてとてもうれしかった」。「これからは職場で働いて怪我をしたり病気になったとき、機関が速かに処理して、私のような人が出てこなかったら良い」という所感を述べた。2019 年 6 月 5 日 ハンギョレ新聞 チョン・チョンフィ記者

## ■産業安全法に違反しても懲役・禁固刑は 3 % だけ

5 年間に産業安全保健法に違反して裁判所の判決を受けた事例を分析した結果、9 割が執行猶予と罰金刑を受けたことが分かった。産安法事件の判決内容を体系的に分析した研究は今回が初めて。この間、裁判所が産安法違反事件を「微温懲戒」処罰で済ませているという批判が多かったが、こうした事実が判決の分析によって数値でも確認された。軽い処罰のせいで再犯の比率が高いことも分かった。

共に民主党のシン議員が雇用労働部に提出させた「産業安全保健法違反事件判決分析研究」の結果を見ると、2013 ~ 2017

年の5年間で、産安法に違反した被告人の90.7%が、執行猶予(33.46%)と罰金刑(57.26%)を受けていた。懲役・禁固刑を受けた被告人は僅か2.9%に止まった。この研究は韓国比較刑事法学会が、2013～2017年に全国の一審の裁判所で宣告された産安法違反事件3405件のうち、1714件(50.3%)を対象に、最終判決の内容を分析する方法で行われた。

分析対象事件のうち、労働者が死亡した事件は66.4%(1138件)に達したが、5年間の被告人の平均懲役期間は10.9ヶ月で、禁固期間は9.9ヶ月に過ぎなかった。毎年、懲役・禁固期間が減少する傾向も現れていた。5年間平均の罰金額も、自然人は420万6600ウォン、法人は447万9500ウォンだった。

研究陣は今回の調査結果に関して、裁判所が産安法に違反して労働者を死亡させる犯罪を、通常の「過失」と見てしていると指摘した。報告書は「最高裁が安全保健措置義務を果たさず労働者が亡くなったのは『未必の故意』だと解釈しながら、具体的な量刑を判断する時は『業務上過失致死』程度に見ている」と指摘した。「安全保健措置をしなければ、労働者が死ぬかも知れない」と分かっても措置をしなかった事業主に、裁判所は習慣的に「過失」という免罪符を与えているわけだ。

裁判所のこうした「微温懲戒」処罰は、結果的に高い再犯比率に繋がっている。研究陣は「最高検察庁2018年犯罪分析」を引用して、2013年に産安法違反で起訴された者の内、同種の犯罪前歴がある者は66.8%だったが、2017年には76%にまで跳ね上がったと分析した。研究陣は「一般刑事犯と比較して、産安法違反の初犯に対する最

初の刑罰の『ショック効果』が極めて低いという推論ができる」と分析した。

シン議員は「産安法違反で起訴された者の内、同種の犯罪前歴がある者が76%もいるのは、軽い処罰が生んだ結果であることは明らか」とし、「再犯に対しては1年以上の下限刑を新設する産業安全保健法改正を発議する予定」と話した。2019年6月10日  
ハンギョレ新聞 イ・ジヘ記者

### ■キム・ヨンギョン法にキム・ヨンギョンはいるか？「いない」

政府が10月末までに産業安全保健法全面改正案の下位法令の改正作業を終える予定の中で、労・使・専門家の意見を聞く席が用意された。請負人の安全・保健措置責任と作業中止命令の解除手続き、危険作業の外注化防止などの争点を巡る攻防が激しく続いた。財界は「過度な元請け責任の賦課と規定の曖昧性」を指摘し、一方労働界は「請負人の安全・保健措置責任と請負禁止の拡大」を要求した。

11日「キム・ヨンギョン法にキム・ヨンギョンはいるのか？」をテーマに、産業安全保健法施行令・施行規則改正案の公聴会が行われた。国会環境労働委員会のシン・チャンヒョン共に民主党議員が主管した公聴会には、産業安全保健法改正の火種となった泰安火力発電所の非正規労働者故キム・ヨンギョンさんのお母さんキム・ミスクさんが参加した。キムさんは産業安全保健法の下位法令立法予告の中に、危険の外注化による事故性の災害が雇用労働部の請負承認作業の対象から除外されたことを指摘して、「キム・ヨンギョン法にキム・ヨンギョンがいない」と嘆いた。彼女は「改正案をキム・ヨンギョン法と呼んで、なぜ私たちの息子

が、息子と一緒に働く人たちが(法の保護対象に)含まれなかったのか、「私たちの息子のようには他の人も殺すのか、なぜこの法がうちの息子を守らなかったのか訊ねたい」と声を高めた。

この日の公聴会にはパク・ヨンマン労働部労災予防補償政策局長が参加して、産業安全保健法の下位法令の改正事項を説明し、政府の立場を明らかにした。彼は「現行法は請負人の安全・保健措置義務を崩壊・墜落など22の危険場所に限定し、これ以外の場所では請負人に責任を問えなくしている」。「改正法で請負人の安全・保健措置の責任場所を事業場全体に拡大した」と説明した。重大災害発生時の作業中止命令の解除手続きに関しては、「現行法では作業中止要件を産業災害が発生する緊急で緊迫した危険だけと規定し、関連指針で重大災害時の全面作業中止を原則としている」として、「全部または一部の作業中止要件を明確にし、公正で客観的な作業中止解除の審議のために、該当事業場と外部の人間など4人以上で作業中止解除審議委員会を構成して、作業中止解除の要請日から4日以内に審議委を開催・審議するように規定した」と説明した。

政府は危険作業の外注化防止のために、請負人の事業場全体に対して、需給者と同一の安全・保健措置をするように、請負人に責任を賦課したという点を肯定的に評価した。パク局長は「請負時に労災予防措置の能力を備えた適格需給者を選定する義務を新設し、代表理事に安全・保健計画樹立の義務、発注者に安全保健台帳の作成義務などを新設した」とし、「需給者の労働者を含む労働者保護を強化した」と話した。

労働界は請負人の安全・保健措置責任と

関連して、訪問サービス・移動労働者の保護措置が必要だという意見を出した。民主労総のチェ・ミョンソン労働安全保健室長は「立法予告案で大統領令に定める22の危険場所は、場所にもなう安全・保健措置と連動されている」として「エアコン・通信ケーブルなどの設置修理、建物の外壁塗布など、産災死亡が多発する現場労働者の安全が放置されている」と憂慮した。「施行令改正案に『墜落防止のために車輛用荷役運搬機械機構、引越し荷物のリフトなど、揚重機を使わなければならない作業』を追加して、産業安全保健基準に関する規則改正案に『墜落または崩壊による危険防止』を挿入すれば、訪問サービス・移動労働者の保護が可能だ」と話した。

彼女は「産業安全保健法の改正で、元請けの責任強化対象の範囲が広がったことは明確だ」としつつも「雇用構造の問題によって事故が繰り返される場所、例えば、九宜駅の事故のように外注化が問題であれば、元請けの責任を強化するだけでなく、該当作業を請負禁止の領域に入れるべきだ」と注文した。

一方、イム・ウテク韓国経総安全保健本部長は「立法予告案によれば、事業場はもちろん、支配・管理する場所にまで請負人の安全・保健措置責任を拡大したが、この部分に対する明確な解釈ができなければ、現場に適用する時に労使の争いが発生する可能性がある」。「請負人の支配・管理場所を、具体的で限定的に範囲縮小すべき」と主張した。作業中止基準に対しても「改正法には重大災害発生時に産災が再び発生する緊急で緊迫した危険がある場合、該当作業または同一作業に対して作業中止をしなければならぬとしているが『緊急で

緊迫した危険』というのは曖昧だ」と話した。労働界が要求する危険作業の請負禁止の主張に関しては、「我が国の請負規制と安全規制立法は世界最高水準」として、「元請・下請け問題、すなわち請負承認問題を法律で規定するのは妥当ではない」と主張した。2019年6月12日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者

### ■ガス点検していて監禁まで…家庭訪問労働者に「2人1組制を導入せよ」

5月17日、蔚山の都市ガス点検員Kさんが、家で意識を失っているのが発見された。自ら命を絶とうとしたのだ。発端は一ヶ月程前の4月5日。安全点検に行き男性に監禁され、暴行の危機まで迫ったが辛うじて逃げ出したという事件だ。

精神科と相談して、医師は長期治療が必要だという所見を出したが、会社は2週間の休暇を与えた後、現場業務に復帰させた。Kさんは復帰して2週間目の5月15日、再びパンツだけで扉を開けた男性とぶつかった。結局、彼女は極端な選択を試み、彼女を見つけた同僚も衝撃で心理治療を受けている。現在、京東都市ガス労組は安全対策を要求して一ヶ月を超えてストライキを行っている。

サービス対象者の家が仕事場になる家庭訪問労働者の人権侵害などへの防止対策を作れ、という要求が大きくなっている。民主労総と正義党のユン議員などが、国会で行った家庭訪問労働者の人権侵害証言大会で、参加者は暴言・暴力、性暴行などを訴えて、2人1組の勤務体系導入を要求した。

証言者たちは「一人で仕事をするので、危険に適切に対処しにくく、被害はすべて労働者の負担になる。産業安全保健法は勤労者の安全増進のための勤労条件改善を、事業主の

義務と規定している」とし、家庭訪問労働者の2人1組勤務を代案として提示した。2019年6月27日 ハンギョレ新聞 チョ・ヘジョン記者

### ■結婚移住女性には仕事を、移住労働者には安全を

韓国人と結婚して移住した外国人女性を、建設現場の安全通訳人として活用する安全保健公団の事業が注目されている。雇用労働部によれば、中国・タイ・ベトナム・カンボジア出身の結婚移住女性19人が安全通訳人として活動している。建設現場で行われる安全教育の過程で、外国人労働者に通訳をするのが女性の主要な業務だ。

昨年4月に、一般から募集したアイディアで始まった事業だ。結婚移住女性には仕事を与え、外国人労働者の安全教育は強化される、二重の効果を狙った。

公団は多文化家族支援センターと50大建設会社と一緒に、結婚移住女性363人を対象に安全通訳人の養成教育をし、SK建設、GS建設など11ヶ所の現場で試験運営した。その結果、協同組合を作って19人の安全通訳人を排出することに成功した。

この事例は労働部傘下の公共機関長会議で政府の革新優秀事例として紹介された。労働部長官は「災害の減少に寄与し、脆弱階層に雇用を提供する社会的価値実現の模範事例」とし、「全公共機関が、国民が肌で感じられる革新事例をもっと多く作らなければならない」と強調した。2019年6月28日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

(翻訳：中村猛)

# 前線から

## 全港湾大阪支部安全パトロール、広島で実施

広島

全港湾の安全パトロールで、広島に加藤海運を訪問した。

元安川港沿いの、編み笠を被った釣り人が長閑に糸を垂らす脇にクレーンが並ぶ。普段何気なくパトロール中でも見上げてきただけだったが、今回は大阪支部委員長にクレーンの安全対策についてお話しを伺う機会を得た。

クレーンの操縦席からの

視界の確保のためには、下左写真のような窓にフレームが付いていると作業の安全性を損なうことになり、右写真のような構造の方が望ましいが、右写真においても雨天時の作業にそなえて庇を設けることが指摘された。

現場で経験を積んでこられた方の話は非常に参考になるので、今後も安全パトロールなどを通じて直接作

業者から話を聞いていくようにしたい。

加藤海運の倉庫では、様々なサイズの鋼板が積み上げられており、現場では木片をかませてバランスをとり、高く積み上げても倒れないようにしていた。この現場で初めて見たものは鋼材をクレーンやホイストで吊り上げるためのワイヤーロープを補修する器機である（次ページ左写真）。

ワイヤーロープの保守については、（１）塵埃、砂粒等を除去し、清潔な状態に保持（２）ロープグリースが適量塗布された状態に保持（３）補給するロープグリースが既塗布のものと同系統のものとする（４）端末部は雨水が浸入しない





ように保護（５）ドラム及びロープ社に接する部分で断線している素線は、ストランドの谷部から折って取り除く（６）末端部に異常が認められた場合は、補修又は切り詰め、あるいは必要に応じて天地振替を行う（７）クリップにゆるみが

認められたら直ちに締め直し、と規定されており、ロープを安全にかつ経済的に使用することが求められている。当然、点検も日常的・定期的に行われ、損傷や劣化の状態を常に把握していくことが肝要である。

りと機材の間に右足を挟まれてしまい、12針縫うとともに靭帯を損傷した。

骨折にはいたらなかったものの重傷である。問題は事業所の対応で、まずは本人を連れて自宅に帰り、私服に着替えさせた上で近所のクリニックに向かった。近所のクリニックでは対応できないということで、そのまま岡山労災病院に受診したが、本人には一切話をさせずに主治医に対して「冷蔵庫に挟まれた」などと説明をし、健康保険で受診させたのである。

また、2ヶ月の療養と休業ののち、療養を中止させて職場復帰させているが、足元が覚束ない状態で足場

## 橋梁補修工事で労災隠し 外国人技能実習生

瀬戸

瀬戸大橋の補修工事に従事していた外国人技能実習生が業務上の事故に被災した。トラックに積まれていた足場材をクレーンで反転させる際に、クレーンの操

縦を誤ったのか、まだ荷台にいた被災者らをめがけて勢いよく回転させてしまったのである。被災者らは荷台から飛び降りようとしたものの、トラックの側アオ

工として作業させることは非常に危険である。

法違反についてはもとより、身の危険も感じた被災者は然るべき機関に相談をして労災隠しが明るみに出たのである。

この事業所のホームページには、「私たちは、お客様の立場になって考えることで、ニーズの先読み タイミングを常に想像し、実行していくことで、お客様に『感動』していただける仕事を心がけています」と記載されている。確かに、元請の立場になって考えると、労災事故が発生したことは望ましいことではないし、元請から何か言われる前に先読みして事故を隠し、間髪入れずに現場から被災者を搬送したことは社

是に叶っている。しかしその結果、感動してもらえたのだろうか。

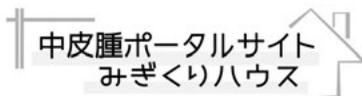
本件では、岡山労災病院で休業補償給付請求書の医療担当者証明を得た後に、所轄の技能実習機構と労働基準監督署に通報し、さらにこの現場の元請本社に連絡してみた。東京にある元請本社に調査を求めたところ、翌日には来阪し、被災者の所属事業所代表者と一時下請の代表者を同席させて業務上の事故発生を確認するにいった。労災請求および企業補償についても「できるかぎりのことはさせていただく」と回答し、ここまではスムーズに処理が進んだと言えるだろう。

もっとも、今後は逆恨みをした被災者の所属事業所

から意趣返しがあるかもしれないし、監理団体によってこちらの知らないうちに帰国させられることも想定しておかなくてはならない。いつまで日本に滞在できるのかという、在留期限についても確認しておく必要があり、労災隠しを暴いただけでは済まないのが技能実習生問題の難しいところである。監理団体に対しては、技能実習機構から「こんな会社に技能実習生を置いておいたらいけんのぉ」と下知がくだっているらしく、他の企業への移転を目指して動き出したらしいが、新たな事業所を見つけることができなくてやむなく帰国、ということも考えられる。継続してフォローが必要である。



<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

# 6月の新聞記事から

**6/4** スーパー「ヤマザワ」(山形市)の元従業員が、上司のパワハラが原因でうつ病になったとして、同社に慰謝料など約667万円の損害賠償を求め、地裁米沢支部に提訴した。元従業員は高畠店に配属され、上司から早朝出勤を強いられたり、他の従業員の前で暴言を吐かれたりするなどのパワハラを継続的に受けたという。2017年1月には休職し、うつ病と診断され18年8月に退職し、現在も治療を続けている。

2018年6月、大分県の男性職員が職場で自殺し、両親は地方公務員災害補償基金の県支部に公務災害を申請した。死亡したのは、福祉保健企画課に勤めていた富松大貴さん(26)。勤務時間外にパソコンを使用した時間は、亡くなる前の1カ月で約107時間だが、両親と連絡を取り合った記録などから、時間外労働は130時間ほどと主張している。

ANAクラウンプラザホテル新潟の40代女性社員が、長時間残業が原因で適応障害になったとして、新潟労働基準監督署が5月20日付で労災認定していた。女性は1993年に入社。ウエディングプランナーとして勤務。2017年5月から2人いたプランナーが1人になり、残業が増えた。不眠やめまいなどの症状が17年12月からあり、18年1月にうつ病と診断され休職。多いと月180時間以上の残業があった。

**6/5** 国のアスベスト被害救済の賠償金を受けるために必要な労災記録を兵庫労働局が不開示にしたのは不当として、元工場労働者の遺族が処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、大阪地裁は不開示処分を取り消した。裁判長は「不開示することで行政運営が阻害されるわけではなく、国の対応は違法」と述べた。原告は兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場などで働き、中皮腫で死亡した男性2人の長男。労災の遺族補償を受け取る元労働者の妻であれば開示されるが、妻は既に死亡していた。

職場で女性のみにもパンプス着用を強制することを企業に禁じるよう求める声がかかる中、衆院厚生労働委員会では、根本匠厚生労働相は、状況によってはパワーハラスメントに当たるとの見解を示した。高階恵美子副厚生労働相も「強制されるものではない」と答弁。今後の議論に影響を与える可能性がある。

**6/6** 「龍角散」(東京都)の元法務担当部長の50代女性が、社長によるセクハラ行為の調査をしたところ、解雇されたのは不当として、解雇の無効を求める訴訟を東京地裁に起こした。賃金や賞与など約1969万円も求めている。女性は2013年12月の忘年会で、社長が業務委託契約の女性に対しセクハラ行為をしていたと報告を受け、調査を行うなどした。その後、突然社長から「セクハラなんてなかったのに、セクハラをねつ造してけしからん。」などと言われ、その場でパソコンや社員証などを取り上げられ、口頭で自宅待機を命じられたという。

**6/7** 上司からパワハラを受けて被害を申し出たにもかかわらず対処しなかったとして、岐阜県養老郡養老町の元職員の男性が同町に慰謝料など約960万円の損害賠償を求めて岐阜地裁に提訴していた。男性は2009年から同町で勤務し始めたが、過重労働でうつ病を発症し一時休職した後、14年に上司から「次

休んだらクビやと思え」などと言われたほか、深夜時間外労働をさせられ、うつ病を再発した。

**6/14** 国家公務員が2018年度、人事院に寄せた職場の悩み相談は前年度比332件増の1443件で、統計を始めた1951年度以降最多となった。年次報告書(公務員白書)に掲載された。相談内容はパワハラが25.4%を占めトップだった。

**6/21** 国際労働機関(ILO)総会は、職場でのセクハラやパワハラなどのハラスメントを全面的に禁止した条約を採択した。法律で禁止し、制裁を設けることなどを盛り込んだ内容。労働者だけでなく、実習生や求職者、ボランティアなど幅広い対象を保護する。ハラスメントを巡る初の国際基準。

**6/24** 群馬県の伊勢崎佐波医師会病院(伊勢崎市)の男性医師(46)が過度な労働で死亡したとして、遺族らが病院を運営する伊勢崎佐波医師会を相手に、約3億1600万円を求める民事訴訟を前橋地裁に起こした。男性は整形外科医として勤務。2015年7月、別の医師が休職し、同科の常勤医が男性のみとなり、同年12月に死亡する直前1カ月の時間外労働は114時間で、1カ月平均が約100時間だったと判明。

奈良県庁の主治医だった西田幹さん(35)が自殺したのは長時間労働で鬱病を発症したのが原因として、両親が県に約1億200万円の損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こした。西田さんは教育委員会教職員課に勤務していた平成27年4月、鬱病を発症。砂防・災害対策課に異動後の29年5月21日自宅で自殺した。発症前の1カ月の時間外勤務は計154時間。地方公務員災害補償基金奈良県支部は先月、業務との因果関係を認め、公務災害と認定した。

**6/26** 宅配最大手ヤマト運輸の運転手だった長尾倫光さん(46)が2014年、業務中に倒れくも膜下出血で死亡したのは長時間労働が原因だとして、遺族が国に労災認定を求めた訴訟の判決が、熊本地裁であった。裁判長は直前1カ月の時間外労働が計102時間に上ったとして労災と認め、遺族補償給付の不支給処分を取り消した。判決は休憩時間中の労働実態にも踏み込み、休憩時間にも業務をしたと指摘。

厚生労働省は、2018年度に各地の労働局などに寄せられた民事上の労働相談のうち、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」に関するものが約8万2千件に上り、相談内容別で7年連続最多となったと発表した。前年より約1万件増。

**6/28** 埼玉県の行田市消防本部で上司から退職を強要されてうつ病になったとして、公務災害の認定を受けた同市の40代男性消防士長が、市に慰謝料など約1117万円の損害賠償を求めた訴訟の判決がさいたま地裁であった。裁判長は「上司らが組織的かつ継続的にパワハラを行った」と認め、市に約346万円の支払いを命じた。

アシックス(神戸市)の男性社員(38)が6月28日、パワハラやパワハラを受けたなどとして、同社を相手に東京地裁に提訴した。男性社員は、育児休業から復帰した勤務初日に子会社出向を命じられたことは不当などとして、慰謝料約440万円の支払いや懲戒処分の無効化などを求めている。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー - (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259